

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県、宮城県

2 構造改革特別区域の名称

いわて・みやぎ自動車輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市及び奥州市並びに岩手県紫波郡紫波町及び矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町並びに気仙郡住田町並びに仙台市、多賀城市、栗原市及び大崎市並びに宮城県宮城郡利府町並びに黒川郡大和町、富谷町及び大衡村の全域

4 構造改革特別区域の特性

構造改革特別区域として認定申請しようとする岩手県南部地域及び宮城県北部地域は自動車関連産業の集積が急速に進んでいる地域である。

岩手県においては、平成5年から関東自動車工業株式会社岩手工場が金ヶ崎町で操業しており、周辺地域には自動車関連企業が集積している。また、宮城県においては、トヨタ自動車の完全子会社であるセントラル自動車株式会社の新工場が平成23年1月から大衡村で操業を開始する予定である。

東北6県の産学官で構成する「とうほく自動車産業集積連携会議」においては、地域企業の新規参入や取引拡大、自動車メーカーや自動車部品メーカー等の進出を促すため、一丸となって、ものづくり人材の育成をはじめ、次世代技術の開発などに重点的に取り組み、コンパクトカーやハイブリットカーなどの環境対応自動車の開発、生産拠点としての地位を目指し、平成22年6月に「新・とうほく自動車関連産業振興ビジョン」を策定し、各種事業に取り組んでいるところである。

日本の基幹産業である自動車産業は地域の国際競争力が求められる産業であり、当該地域に自動車産業の新しい集積地を形成し、その地域の優位性を高めていくためにも様々な施策展開が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、自動車産業は、低廉な人件費を求めた企業が海外進出していき、産業の空洞化が危惧されている。また、その企業の海外進出により、技術を向上させた新興国とのコスト競争が、今後、更なる激化が見込まれる。

このような状況の中で、岩手県及び宮城県を中心とした東北地方が発展していくためには、生産性の向上、生産コスト、輸送コストの削減などの取り組みによる自動車産業の強化が必要である。

今回、自動車輸送において、自動車生産工場と船積み港湾地域間の陸上輸送の際に積載効率の高い21mフルトレーラを導入し、運送回数削減により、輸送コストを削減することができる。加えて、運行回数削減による交通量の削減とCO2削減が期待できる。そして、ひいては、自動車生産地の雇用確保ひいては地域における産業の活性化が期待できる。

そのため、大量輸送による物流コストの削減を可能とし、環境への負荷低減と地域内における企業活動の効率化を図るため、いわて・みやぎ自動車輸送特区を設定する。自動車生産工場からの陸上輸送ロットの増大を実現することにより、自動車輸送の効率化を支援

し地域の優位性を高めることが強く期待できる。

なお、21m フルトレーラの運行開始にあたっては、安全性を確保するために、車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告を行なうことについて、各道路管理者と協定を締結すること、もしくは特殊車両通行許可の条件に加えること等により確認するものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

自動車産業は日本の基幹産業であるが、円高や企業間の国際競争の激化により、産業の空洞化が危惧されている。今後も基幹産業として発展し続けるには物流コストの削減は必須である。

岩手県及び宮城県において、自動車輸送の効率化を図ることにより、輸送コストを削減し、企業の競争力を強化し、日本国内における自動車産業の新しい集積地の形成を促進し、地域経済の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区を提案した企業の試算によると、経済的社会的効果は以下のとおりである。

特定事業による効果→輸送効率の改善 17Mセミトレーラ比 33%向上

1. CO2 排出量の低減
2. 輸送コストの低減
3. 運行回数の低減 (25%)
4. 交通渋滞の緩和

8 特定事業の名称

長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業 (1 2 2 3)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業の規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1 2 2 3 長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

自動車輸送事業者 及び 輸送車両製造事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

当初より特定事業の実施を想定している事業者は以下の者である。

トヨタ輸送 株式会社

株式会社 浜名ワークス

(2) 事業が行なわれる区域

盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市及び奥州市並びに岩手県紫波郡紫波町及び矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町並びに気仙郡住田町並びに仙台市、多賀城市、栗原市及び大崎市並びに宮城県宮城郡利府町並びに黒川郡大和町、富谷町及び大衡村の全域

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定後、車両の新規製作登録後に実施。

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

自動車生産工場と船積み港湾地域間の陸上輸送において輸送ロットの増大を図る。

新規整備が想定される施設等は特にない。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、フルトレーラ連結車について、実施主体が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行う際、当該実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結、特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されると各道路管理者が判断する場合に、車両の長さについて、21mを上限値として許可するもの。

なお、岩手県南部及び宮城県北部を中心とした地域で自動車関連産業の集積が進んでおり、さらなる自動車産業の振興のためには、物流の効率化が不可欠であり、特例措置を講じる必要性が認められる。